

・柴又地区の景観まちづくりのながれのまとめ

昭和63(1990)年「帝釈天及び参道の景観保全に関わる指導基準」(葛飾区と共作)

柴又神明会主体の「門前街並み委員会」を発足させ「紳士協定」で街並み保全を行い約10軒が基準に則った。

平成11年 駅前広場に寅さん像が完成

渥美清さんの死去後(平成8年)地元参道の商店街が像の建立を計画し、観光客らを対象に募金を募り駅前広場に寅さん像建造実施。

平成13(2001)年 葛飾区都市計画マスタープランによる歴史性を重視したまちづくりを推進する位置づけ

「帝釈天を中心とした魅力ある観光拠点の形成と歴史性を重視した街づくり」を掲げ、歴史性を重視したまちづくりを推進するとして位置づけられた。

**平成16(2004)年 都市計画用途地域等見直しで高さ制限
東京都しゃれた街並み条例重点地区に指定**

柴又神明会・地域関係団体が主体となり柴又まちなみ準備協議会発足。専門家と共に勉強会を実施し、柴又まちなみ景観ガイドライン作成

**平成17(2005)年度 商店街活性化事業
(柴又参道アーチ建替え事業)**

これまでのまちなみの景観を踏襲したデザインとした。

**平成18(2006)年度 地域連携型モデル商店街事業
(柴又レトロ 宵灯り計画 パート1)**

柴又の地域観光資源として、宵庚申の夕暮れ時の古き良き参道のまちなみを浮き上がらせるライトアップを行い、観光資源の価値の向上を図ると共に、宵まつりイベントを実施。(主体団体 柴又神明会)

**平成19(2007)年度
特定非営利活動法人柴又まちなみ協議会設立**

柴又まちなみ景観ガイドライン運営、街並景観保全活動の母体として設立

同 商店街活性化事業(柴又レトロ 宵灯り計画 パート2)

「観光案内所設置」・「柴又ご自慢お土産・グルメ集作成」・「音声案内導入」・「来街者用トイレ設置」などの事業を実施。(主体団体 柴又神明会)

同「柴又のまちなみ」地域資源認定(産業労働局)

平成20(2008)年度

柴又まちなみ景観ガイドライン認定(市街地整備課)

以降、重点t区内の建築等に対し、協議と専門家協働でガイドラインを運営、現在に至る

**同「江戸東京・まちなみ情緒回生」事業
(柴又レトロ 宵灯り計画パート3)**

ガイドラインに則り参道店等の修景を行った。(主体団体協議会)

平成21(2009)年度

2029年に向けた中長期計画立案(担い手事業)

帝釈天開山400年にむけ、参道店舗のヒアリング調査を行い、地域住民の意見をまとめ、帝釈天及び周辺のまちなみを保全する長期ビジョンを作成

平成22(2010)年度 歴史的建造物等を活かした観光まちづくり事業(柴又レトロ 宵灯り計画パート4)

平成23(2011)年度「柴又地域文化的景観調査委員会」

柴又地域の団体の代表者、学識経験者、区関係各課による委員会。以後4年間、柴又地域文化的景観の保存調査を行い、平成26年度「葛飾・柴又地域文化的景観調査報告書」として調査成果を取りまとめた。

平成27(2015)年度「柴又地域文化的景観検討委員会」

平成28(2016)年度 駅前にさくらさん像が完成

平成29(2017)年度「柴又地域景観地区」都市計画決定・6月「葛飾区景観地区条例」策定

平成29(2017)年度 地域連携型商店街事業(宵灯り計画)

ガイドラインに則り帝釈天二天文等の防犯灯、参道の夜間景観の改善とイベントを実施。(主体団体協議会)

**平成30年2月13日「葛飾柴又の文化的景観」が
都内で初めての国の重要文化的景観に選定**

柴又地域の位置

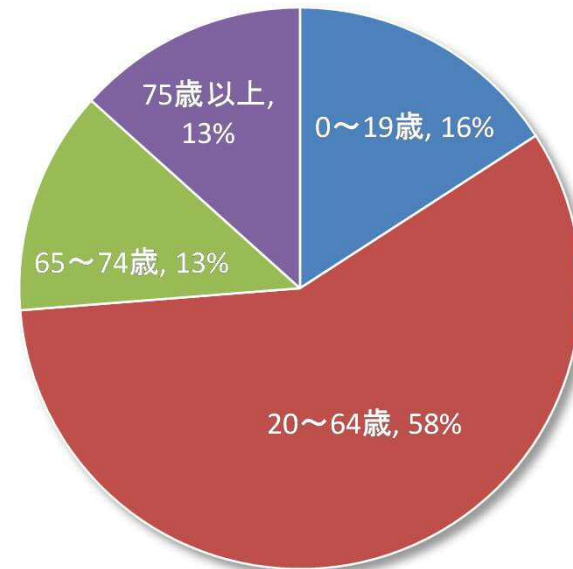


《柴又地域の概要》

区域: 柴又一～七丁目の約**1.57ha**

人口: **23,039人**(H30.1.1現在)

世帯数: **11,006世帯**(H30.1.1現在)



信仰の町として発展した柴又



昭和25年頃の参道の様子

信仰のまちから観光のまちへ

寅さん映画や歌謡曲ブームにより、賑わいにあふれていた時代が長く続いた。
住民の中に、「地域像」が緩やかに共有されていた。



地元の産物（草だんご・せんべい・川魚料理）が有名





変えない開発
一店一品
対面販売

特定非営利活動法人 柴又まちなみ協議会



団体概要

■団体名
特定非営利活動法人
柴又まちなみ協議会

■所在地
〒125-0052
東京都葛飾区柴又7-7-4
tel. ☎ 03-3650-9876
(代)「下町や」
[メールはこちらへ](#)

■団体構成
帝釈天願經寺をまじり柴又の3つの商店会(神明会、親商会、中央会)、葛飾区観光協会、柴又自治会、地元有識者などで構成。

活動概要

目的・趣旨

【目的】
一般地域住民とともに、歴史的建造物が多数点在する柴又帝釈天周辺地区の景観を守る地域ルールである「街並み景観ガイドライン」を運営し、より良い住環境を保全する活動を行う。又イベントの実施を通じて柴又の魅力を全国に発信する活動等をし、下町情緒豊かな門前町である柴又の『まちづくり』の推進を行い、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

【趣旨】
文学や映画の舞台となった柴又帝釈天参道には、今でも築60年～100年を経た建物が数多く残っております。その親しみあるまちなみと、緑あふれる住環境を保つため、昭和63年に区と共々「帝釈天及び参道の景観保全に関する指導基準」を作成し、柴又の下町らし、風景を率先して守ってきました。この取組をさらに発展させるため、平成16年に「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」の重点地区に指定を受け「街並み景観ガイドライン」を策定。柴又地域に関わる人々が自ら共生の精神によってまちづくりを実践し、地域の隠し出す風景を後世に伝えたいと思っております。これからは、柴又のイメージを大切に、個性を活かし、保全する為の「街並み景観ガイドライン」を運営、柴又地域のイベント開催による支援事業・活性化事業、柴又の魅力を全国にPRする、情報発信事業を行う事により、この地域に住んでいる人のみならず、はたらく人、訪れる人の安全・安心なまちづくり、はじめて成就する事だと考えてます。



柴又まちなみ協議会活動エリア



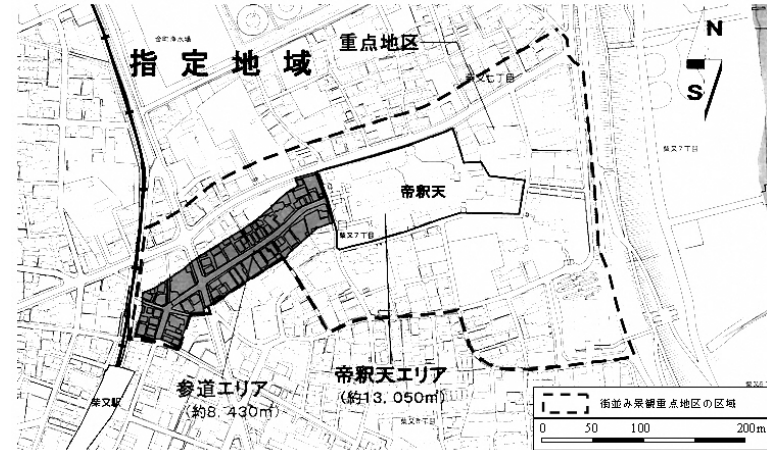
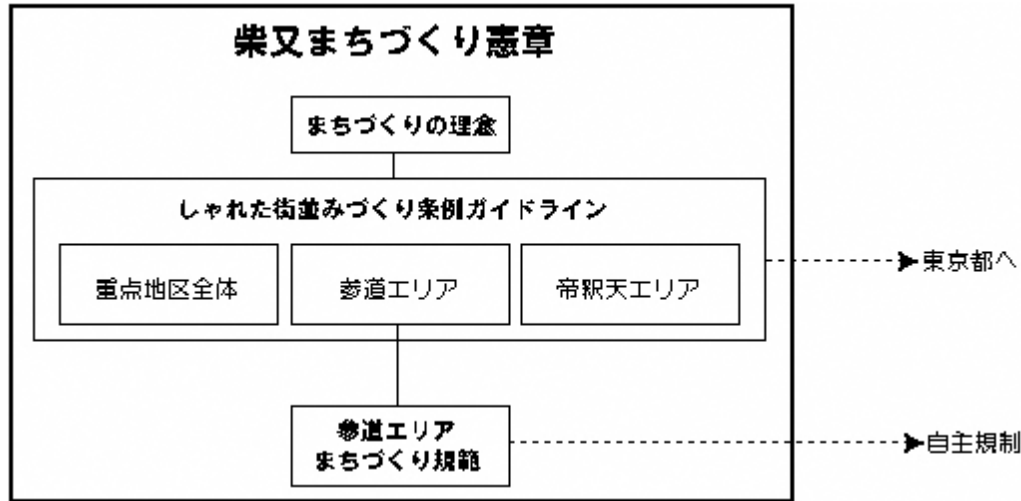
協議会のようす

平成19(2007)年度
特定非営利活動法人柴又まちなみ協議会設立

平成20(2008)年度

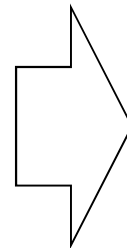
柴又まちなみ景観ガイドライン認定(市街地整備課)

柴又まちなみガイドラインを作成
葛飾区・東京都の支援を得ながら、
住民主体で積極的なまちなみ保全を開始



<目標>

- ・ 親しみやすい街並みと緑あふれる住環境を守る。
- ・ 柴又のもつ、すぐれた価値や個性を見つめなおす。
- ・ 江戸川や緑、歴史環境を守り、育てながら、次世代につなげる。



<基本方針>

- ① **眺望景観等の保全**
(重点地区全体で守ること)
- ② **帝釈天の景観保全**
(帝釈天エリアが守ること)
- ③ **参道景観の保全**
(帝釈天参道エリアが守ること)

葛飾区・東京都の支援を得ながら、協議会主体で行ったまちなみ整備事例 (柴又レトロ 宵灯り計画 パート1)

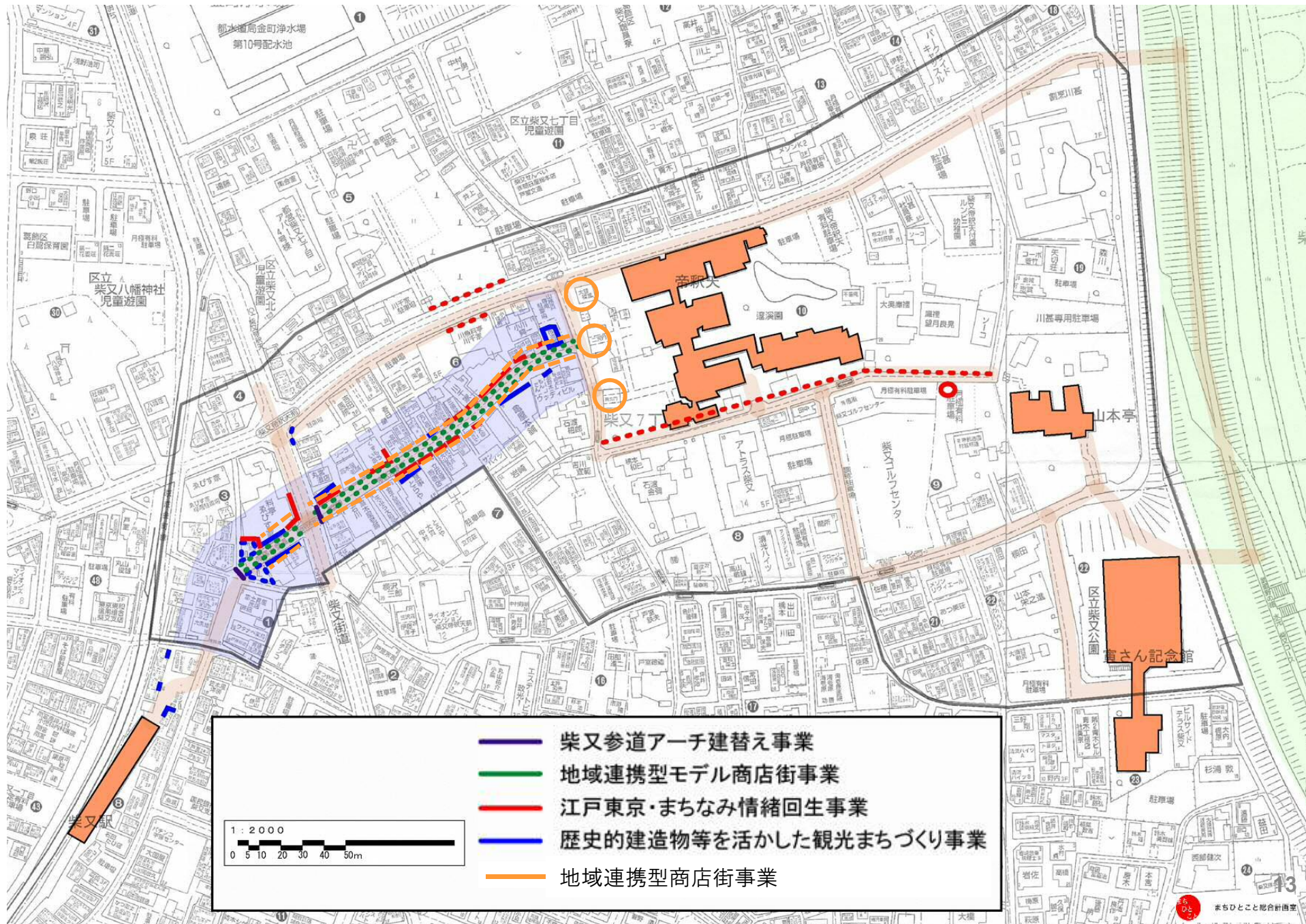


参考:平成18(2006)年度 地域連携型モデル商店街事業

葛飾区・東京都の支援を得ながら、協議会主体で行ったまちなみ整備事例（柴又レトロ 宵灯り計画 パート3.4）



参考：柴又地区の景観まちづくりのながれのまとめ



参道を歩くと商店の方と自然にコミュニケーションがとれる



1 保存するための基本的な方針（保存計画（案））

(1) 柴又地域文化的景観の魅力

文化的景観の観点から見た3つの魅力

【魅力1 柴又のもつ結節性】

交通の要衝であった柴又には、広域な交流によってもたらされた歴史・文化の諸相が色濃く残っている。

【魅力2 流動する建築・空間】

題経寺の移築と増改築による加蓋整備や参道店舗の店構え等の情緒ある街並みは、常に参詣客を意識し様相を変えており、柴又の大きな魅力の一つとなっている。

【魅力3 都市・農村の両義性】

柴又地域は、親密な地域コミュニティが残る農村としての特徴を持ちながら都市へと発展してきた。



(2) 柴又地域文化的景観の構成

柴又地域文化的景観は、3つの空間から構成されています。

【第1のリング】

帝釈天題経寺と門前からなる空間

【第2のリング】

帝釈天題経寺と門前を支えたかつての農村部（微高地）空間

【第3のリング】

大都市近郊の低地開発の歴史を伝える空間

(3) 柴又地域文化的景観の保存方針

保存方針のポイントは、次の3つです。

【ポイント1】

参道及び江戸川土手から見る調和の取れた柴又の風景・街並みの保全

【ポイント2】

参道店舗の底下の特徴的な販売形式による賑わい空間など、歴史的で情緒ある建物が並んでいる参道の景観の維持

【ポイント3】

参道・寺社・旧家・道・用水跡・河川など、柴又の歴史を感じさせる調和の取れた街並み景観の継承

(4) 文化的景観の重要な構成要素

重要な構成要素とは、形態・意匠等が独特又は典型的で、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つもので、柴又地域文化的景観の本質的な価値を示しているもののことを言います。

現在、柴又地域文化的景観の重要な構成要素の特定を進めています。



2 保存するためのルール（都市計画（案））

(1) 柴又地域文化的景観の保全に伴う景観ルールについて

今後、新たに行われる開発や建築が柴又地域の魅力を損なわないよう、柴又地域文化的景観の保存方針【ポイント1～3】を踏まえた景観のルールを定めます。

① 景観地区（案） 対象：柴又地域文化的景観検討範囲（第1～3のリング）

② 地区計画（案） 対象：第1のリングの参道エリア

※今後、建物を建てたり、外観を変更する際のルール（案）です。（今ある建物等をすぐに壊してもらうということではありません。）

(2) 主なルールの内容

① 景観地区（案）について

【帝釈天境内の建築物】

緑豊かで開放的な空間や建物、玉垣のたたまい等、現在の帝釈天境内の雰囲気や景観を保全するよう配慮する。

【帝釈天参道に面する建築物】

屋根や外壁等は、和風の自然素材や風合いが感じられる素材を使用する等、帝釈天の雰囲気と調和の取れたものとする。

建物の色彩は、既存の色彩を尊重するとともに、色彩を変更する場合は、参道沿道建物で多く使用している濃い茶色系や灰色系の色を推奨する。

【帝釈天境内及び帝釈天参道に面する建築物以外の建築物】

周辺環境と調和したものとし、蛍光色のほか鮮やか過ぎる、過ぎる色彩は、原則として使用しない。

【自動販売機】

周辺の景観に調和した意匠、色彩等とすること。
帝釈天参道に面するものは、建築物と一体的になるよう、参道沿道の建築物の推奨色を推奨する。

【看板、広告板、広告物等】

江戸川の土手から見た柴又地域の風景や街並みを保全するため、

- ・看板等の屋上への取り付けを禁止する。ただし、屋上手すりに設置する場合はこの限りではない。
- ・高輝度かつ激しい点滅をする照明を禁止する。
- ・地の色は、彩度 12 以上及び蛍光色を禁止する。

② 地区計画（案）について

参道沿道は、参道に面した多数の底や販売什器が賑わいのある空間を形成し、柴又地域文化的景観の中でも、重要な構成要素となっています。

現在、参道の独特な街並み景観を保全するため、沿道の方々と意見交換をしながら、地区計画における必要なルールを検討しています。

今後も、参道沿道の方々と意見交換を重ね、ルールを決定していきたいと考えております。



（瓦葺）

↑ 帝釈天参道に面する建築物（イメージ）



↑ 帝釈天境内及び帝釈天参道に面する建築物以外の建築物（イメージ）



↑ 帝釈天参道に面する自動販売機（イメージ）

